

デジタル改革関連法を機に考える DXと信用事業

① デジタル改革関連法の概要と信用事業

デジタル改革関連の法案が成立した。関連法は、デジタル庁設置、個人情報保護法など関連法の統合、行政手続の押印の廃止等に関するデジタル社会形成整備、マイナンバーの預貯金口座紐付け、地方自治体のシステム標準化と政府クラウドへの移行などの分野で構成されている。信用事業の実務に影響のある項目も多く含まれているため、全体像をぜひ掴んでおきたい。

菅内閣が看板政策として掲げるデジタル改革関連法が、二〇二一年五月一二日、参議院本会議で可決、成立しました。

デジタル改革関連法とは、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、「デジタル社会形成整備法」という）および預貯金口座の登録・管理に関連する法律等を総称するものです。なお、デジタル社会形成基本法施行により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

（いわゆるIT基本法）は廃止されます。本稿では、日本におけるデジタル政策の推移、現在直面しているIT課題、デジタル改革関連法の概要と信用業務に与える影響を概説します。

1 IT基本法からの流れ（図表1）

一九九〇年代後半、日本はインターネットの普及率が主要国の中で最低レベルで、ビジネスや行政サービスへのIT浸透が遅れていましたが、IT活用を推進し、世界的規模で進行して

いた急激かつ大幅な社会経済構造の変化を伴うIT革命に正確に対応し、高度情報通信ネットワーク社会を形成するといったIT施策を迅速かつ重点的に推進すべく、二〇〇〇年にIT基本法が制定されました。

IT基本法では、すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現やITを活用した経済構造改革の推進および産業国際競争力の強化など、日本が目指すべき高度情報通信ネットワーク社会像の基本理念が掲げられ、政府が迅速に講じる

べき重点計画を策定するとともに、民間が主導的な役割を担うことを原則としつつも、国および地方公共団体が、公正な競争の促進等、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を行うこととされました。

翌二〇〇一年には、IT基本法に基づき、内閣にIT戦略本部が設置され、超高速ネットワークインフラ整備および競争政策、電子商取引ルールと新たな環境整備、電子政府の実現、人材育成の強化の四つを重点政策分野とする、日本初のIT戦略

西村あさひ法律事務所

弁護士 松本 絢子

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。国内外のM&Aのほか、コーポレートガバナンス、情報管理（個人情報や営業秘密、知財、DX等）、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。

弁護士 森 千彦

2018年弁護士登録。国内外のM&Aや組織再編のほか、企業法務一般を幅広く取り扱う。

デジタル改革関連法を機に考える DXと信用事業

② キャッシュレス決済を学ぼう

いまや日常的に聞くようになった「キャッシュレス決済」。その定義は何か。個人・店舗・企業の目線で、使用するメリットやデメリットはどうか。日常業務の中で、組合員・利用者から聞かれた時に、答えられるようにしておきたい。

1 いまさら聞けない！
キャッシュレス決済って何？

「キャッシュレス決済」という言葉は、皆さんも一度は聞いたことがあると思います。テレビや新聞、雑誌などでも「キャッシュレス」は度々登場しますし、政府の「キャッシュレス・ポイント還元事業」や「マイナポイント事業」もあり、実際に使ったことのある方も多いと思います。しかしながら、具体的にキャッシュレス決済って何？

と聞かれると、どう答えていいのかわからないという方も多いのではないのでしょうか。

キャッシュレス推進協議会（以下、「当協議会」という）では、「キャッシュレス」を「物理的な現金（紙幣・硬貨等）ではなく、デジタル化された価値の移動を通じて活動できる状態」と定義づけています。デジタル化している必要があり、手形や小切手といった紙媒体による支払いは、当協議会の定義ではキャッシュレスに含まれません。デジタル化されていること

で、利用の履歴を容易に確認できたり、データ活用につなげたりもできます。また、紙等の運搬も行う必要がありません。

海外では、すでにキャッシュレス決済が広く浸透している国も多くあります（図表1）。これらのキャッシュレス先進国では、都市部や農村部、若年層や高齢者層といった違いを問わず、様々な方がキャッシュレス決済を利用しています。キャッシュレス決済は、一度使ってみれば、難しいものではありません。また、スマートフォンだ

けがキャッシュレス決済の手段ではありません。これまで利用してこなかった方も、ぜひ一度チャレンジしてみてください。

なぜ、今、キャッシュレスが注目されているのでしょうか。その主な理由の一つに少子高齢化による労働者不足が挙げられます。わが国の人口は減少傾向にあり、一億人を下回る時代も到来すると予想されています。さらに、高齢化が進み、労働人口が相対的に減少することで、働き手を十分に確保できない状況になると考えられます。その

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

事務局長／常務理事 福田 好郎



慶応義塾大学卒業後、国家公務員、野村総合研究所を経て、2007年にNTTデータ経営研究所入社。決済領域やオープンAPIなど金融分野を担当するコンサルタントとして活躍する。2017年から現職。

デジタル改革関連法を機に考える DXと信用事業

③ 書面・押印・対面手続の見直しと
金融業界の今後

脱ハンコの動きが注目されている。すでに、大手銀行では印鑑レス口座の開設やクラウド型電子契約サービスが開始される等、手続きのスピード化とコスト削減が図られている。そこで、金融機関における脱ハンコの現状や、法的問題点を知り、近い未来を考える。

1 金融業界における
書面・押印・対面手
続の見直しの動き

コロナ禍を契機として、官民一体となり、書面・押印・対面手続の見直しが進められています。金融業界では、関係省庁と連携した検討会が設置され、令和二年一月二十五日付で「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」(以下、「論点整理」という)が取りまとめられました。

論点整理では、預金取扱金融

機関・証券・保険の各業態における見直しに向けた課題や対応策が記載されていますが、預金取扱金融機関に関する概略は図表のとおりです(注1)。銀行業界を中心として記載されていますが、預金取扱金融機関において基本的に共通するものです。もっとも、その規模や顧客層、業界の在り方は様々ですので、それらの特性に応じた見直しが進められるべきとされています。

(注1) 証券や保険の業態では、「意向把握や重要事項説明といった顧客との間で十分な情報のやり取りが必要となる局面では、

手続きの見直しに当たって顧客利便と保護のバランスをとる必要がある」(生保)、「保険種目により、必要な手続きや書類が異なっており、多様な各関係者(契約者・保険会社・代理店に加えて、被害者や修理業者等)からの様々な書類が必要となるといった特徴もあり、手続等の特性に応じて見直す必要がある」(損保)等の指摘がある。

2 押印を用いない契約
の法的問題点

(1) 契約書の成立の真正

契約書によって契約の成立を

証明しようとする場合、その契約書の成立の真正(その契約書が作成者の意思に基づいて作成されたこと)を証明する必要があります。

契約書上に作成者本人の押印があれば、特段の事情のない限り、その契約書の成立の真正が推定され、後日、紛争が生じても、契約書の成立の真正を証明する負担が軽減されます。そのため、従前より、各種の契約書や提出を受ける書面について、顧客の押印を求める実務が行われてきました。

河野・川村・曾我法律事務所
弁護士 古澤 陽介



2002年東京大学法学部卒業。
2003年弁護士登録(56期・東京弁護士会)、筑波大学法科大学院非常勤講師、地方銀行研修所講師

デジタル改革関連法を機に考える DXと信用事業

④

協同組織金融機関のデジタル・トランスフォーメーションとは

地域金融機関の経営環境は、人口の減少や超低金利の継続、フィンテック業者の台頭により厳しさを増している。地域密着型の協同組織金融機関においては、多様な利用者にとって優しいデジタル・サービスの提供を促していく必要がある。利用者に利便性がもたらされ、かつ、協同組織金融機関にとっても新たな収益機会が生まれるDXとは、どうあるべきか。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）と地域創生は

いずれも、日本の最大の課題であると同時に、根底で重なり合っています。そして、協同組織金融機関は、これらの課題に取り組むうえで、地域における中核的役割を果たすことが期待されます。

一口に「協同組織金融機関」としてのDX」といっても、その内容は多岐にわたりますが、大きく「協同組織金融機関自身

のDX」と「地域経済のDX」の二つに分類できます。

1 協同組織金融機関自身のDX

(1) デジタル化が広げる金融の可能性

まず、金融機関自身のDXが挙げられます。これを通じて、金融機関が顧客へのサービスをより充実させるとともに、自らの業務や経営の効率化を実現し

ていくことが求められています。

デジタル技術は、金融サービスの可能性を拡げています。今や、モバイルバンキングなどのデジタル技術の活用により、地理的な制約を乗り越え、日本人々、さらには地球の反対側にいる人々にもサービスを提供できます。また、大量のデータ処理が可能になったことで、顧客のニーズを細かく分析し、それぞれの顧客に合ったサービス

をスマホ上で提供することも可能になっています。

(2) 高齢化社会への対応

地域におけるデジタル技術の有望な応用分野として、例えば高齢化対応が挙げられます。

社会の高齢化が進むなか、金融機関は今後、来店そのものが困難な顧客への対応に一段と取り組みが必要があります。この点、スマホやPCの普及により、高齢者が自宅にいながら広

フューチャー株式会社取締役
兼フューチャー経済・金融研究所長
「デジタル通貨フォーラム」座長
山岡 浩巳



ニューヨーク州弁護士。東京大学法学部卒、カリフォルニア大バークレー校法律学修士。日本銀行調査統計局景気分析グループ長、企画室シニアエコノミスト、金融機構局参事役大手銀行担当総括、金融市場局長、決済機構局長などを経て現職。この間、IMF日本理事代理、パーゼル銀行監督委員会なども務める。